

運転適性検査実施要綱

1 目的

この要領は、性格等に関する運転適性検査・指導者養成について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運転適性検査・指導者の資格

運転適性検査・指導を行う者（以下「検査・指導者」という。）は、山形県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証（以下「検査・指導者資格者証」という。）の交付を受けた者でなければならない。

警察本部長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その者からの申出により、別記様式第1号による検査・指導者資格者証を交付する。

(1) 次のいずれにも該当する者

ア 科警研編「運転適性検査（73-1）」による検査において、4若しくは5の判定を受けた者又は3の判定を受けた者で精神的活動性の性能別判定値が4若しくは5のものであること。

なお、「運転適性検査（73-1）」による検査については、下記4（1）アの新任教養に先立って実施する。

イ 警察本部が行う下記4（1）アの教養を受け、かつ、年齢等を考慮した上で検査・指導者として適格者と認められる者。ただし、大学において心理学を専攻した者又はこの種検査の経験が豊かな者であって、警察本部長が教養を行うことを要しないと認めるものについては、所定の教養を行なわないことができる。

(2) 警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科、取消処分者講習指導員専科又は運転適性専門官専科を修了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者

(4) 自動車安全運転センターが実施する安全運転管理者課程（5日間コース）の研修を修了した者

3 上級運転適性検査・指導者

警察本部長は、検査・指導者のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その者からの申出により、別記様式第2号による上級運転適性検査・指導者資格者証（以下「上級検査・指導者資格者証」という。）を交付する。

(1) 検査・指導者資格者証の交付を受けた後運転適性検査業務に従事した経験の期間がおおむね5年以上の者で、下記4（1）イの教養を受け、その後行われる上級運転適性検査・指導者（以下「上級検査・指導者」という。）に係る審査を受けこれに合格した者

(2) 警察庁が行う新任運転適性検査指導者専科又は取消処分者講習指導員専科を修了し、運転適性検査業務に従事した経験の期間が2年以上の者又は警察庁が行う運転適性専門官専科を修了した者

(3) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導

員としての経験がある者で、警察本部長の上申により、警察庁運転免許課長が適当と認めるもの

4 教養

(1) 期間等

ア 検査・指導者については、2日間（14時間）の新任教養を行う。

なお、検査・指導者の資質の向上を図るため、必要に応じ研修会を開催し、知識、能力の向上に努めるものとする。

イ 上級検査・指導者に係る審査を受けようとする者については、1日（6時間）の教養を行う。

なお、上級検査・指導者の資質の向上を図るため、必要に応じ研修会を開催し、知識、能力の向上に努めるものとする。

(2) 内容

検査・指導者に係る新任教養及び上級検査・指導者に係る審査を受けようとする者に係る教養については、次のとおりとする。

ア 検査・指導者に係る教養

期間	内 容	時 間
第 1 日 目	運転適性検査の基本	1時間
	運転適性検査実施要領	1時間
	運転適性検査K型採点・評価・判定・診断表の作成	2時間
	運転適性検査実施実習	3時間
第 2 日 目	運転行動と心理特性の概説	2時間
	運転適性診断表の読み方	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導要領	1時間
	運転適性検査結果に基づく指導実習	2時間
	運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

イ 上級検査・指導者に係る審査を受けようとする者に係る教養

内 容	時 間
運転適性検査実施の仕組み	1時間
運転適性検査実施実習	2時間
運転適性検査結果の読み方と指導実習	2時間
運転適性検査取扱上の留意事項	1時間

5 検査・指導者及び上級検査・指導者の審査を受けようとする者の申請

(1) 検査・指導者になろうとする者の申請

ア 上記2（1）に該当し、上記4の新任教養を必要とする者については、別記様式第

3号による申請書を警察本部長に提出するものとする。

イ 上記2 (1) イただし書き、(2)、(3)、及び(4)に該当し、上記4の新任教養を必要としないで、検査・指導者資格者証の交付を申請する者にあつては、別記様式第4号による申請書を警察本部長に提出するものとする。その際、各種修了書の写し、及び教養を必要としないことを証する経歴書等を添付するものとする。

(2) 上級検査・指導者になろうとする者の申請

ア 上記3 (1) による審査を受けようとする者にあつては、別記様式第3号による申請書を警察本部長に提出するものとする。その際、検査・指導者資格者証の写し及び5年以上の経験を証する経歴書等を添付するものとする。

イ 前記3 (2) に該当する者にあつては、別記様式第4号による申請書を警察本部長に提出するものとする。その際、各種専科修了書の写し及び2年以上の経験を証する経歴書等を添付するものとする。

ウ 前記3 (3) に該当する者にあつては、別記様式第4号による申請書及び経歴書等を警察本部長に提出するものとする。

6 検査・指導の方法等

(1) 検査は、交通運輸事業所、一般会社、事業所及び指定自動車教習所等において、みずから従業員又は教習生を対象に実施し、その結果を通じて安全運転管理等、交通事故防止に活用するものであるが、過去1年以内に運転適性検査・指導を受けた者以外のものとする。

(2) 検査及び指導は、運転適性研究会編「警察庁方式運転適性検査K様式実施手引」により行なうこと。

(3) 検査用紙が一般に公開され事前に練習することは、適正な評価が行なわれないこととなるので、検査用紙及び使用済みの用紙は、検査・指導者又は事業所等の責任者が管理して散逸を防止し、別記様式第5号「運転適性検査用紙使用状況」により、明らかにしておくこと。

7 その他

(1) 上記3 (1) の上級検査・指導者に係る審査の実施要領、審査基準等については、警察庁運転免許課長が別に定める。

(2) 検査、指導については、運転教育課で実施する。指定自動車教習所に係る事務手続き等は、運転免許課で実施する。

8 実施期日

本要綱は、旧要綱の全部を改正し、平成12年6月1日から実施する。

第 号

運転適性検査・指導者資格者証

氏 名

昭和 年 月 日生

上記の者は「警察庁方式運転適性検査」
の検査・指導者として適格者であることを
証明する。

平成 年 月 日

山形県警察本部長

第 号

上級運転適性検査・指導者資格者証

氏 名

昭和 年 月 日生

上記の者は上級運転適性検査・指導者として適格者であることを証明する。

平成 年 月 日

山形県警察本部長

運転適性検査・指導者
上級運転適性検査・指導者

審査申請書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

申請者
氏名

印

氏名、生年月日		ふりがな 氏名 昭和 年 月 日生 (歳)
住 所		〒 電話
勤 務 先	会社、事業所名	電話
	所 在 地	〒
	職 名	
備 考		

運転適性検査・指導者
 上級運転適性検査・指導者

資格者証交付申請書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

申請者
 氏名

印

氏名、生年月日		<small>ふりがな</small> 氏名 昭和 年 月 日生 (歳)
住 所		〒 電話
勤 務 先	会社、事業所名	電話
	所 在 地	〒
	職 名	
運転適性検査・指導者 資格者証交付申請事由		

